

スミスの自然法学と商業社会の逆説

越 智 保 則

(昭和62年9月10日 受理)

目 次

はじめに

I. 平等と正義

- (1) ヒューマニスト・スミス
- (2) 平等主義的未開主義との決別
- (3) 所有権の普遍的確立

II. 勤労と政府

- (1) 勤労の解放
- (2) 市民政府の権威
- (3) 富裕の進歩の差異

III. 商業社会の調和と不安定

- (1) 利己心と公共心
- (2) 公益の優位と分業の効果
- (3) 商業社会の不安定性

むすび

はじめに

スミスの『国富論』冒頭に掲げられている有名な一節に⁽¹⁾「文明社会の逆説」といわれる問題がある。それは、労働と分配の極端な不平等にもかかわらず、その高い労働生産性によって、文明社会では、その最下層の人々に至るまで、未開社会の王侯も及ばない良好な生活資料を提供されるというものである。この一節は、そこにスミスの商業社会観があざやかに示されたというだけでなく、商業社会の経済分析における彼の中心的な問題関心がどこにあるかを示唆したものとしてもきわめて興味深い。それにもかかわらず、これまで、わが国のスミス研究の中で、この問題が注目されることはまれであり、わずかに、マルクスの近代社会観や、ルソーのそれとの対比によって、スミスの文明社会観とその「逆説」の意義を浮き彫りにしようとした内田義彦氏の諸業績⁽²⁾があげられるにすぎない。一方、スミスの「逆説」にかかる欧米における研究の中に、ポーコックを中心とした古典的ヒューマニズムの伝統的研究や、Q. スキナーを中心とした自然法学の伝統研究と交錯しつつ、きわめて興味深いものが現われてきている。⁽³⁾たとえば、D. ウィンチは、スミスの歴史観を「シビック・ヒューマニズムの視角」か

ら描写できるとし、とりわけ、スミスの「歴史的ペシミズム」はケームズ、ファーガスン、ミラーと共に通するものを含み、それは、「社会進歩の礼讃者としてのこれら著作家やスミスに関する古い肖像に対する大きな修正に値するものである」ことを強調している⁽⁴⁾。もっとも、古典的ヒューマニズムの流れの中でスミスを捉えようとするこうしたウィンチの視角に対しては、スミスの自由主義的政治経済思想を誤認するものとのハーファンの厳しい批判が⁽⁵⁾ある。一方、スミスの「商業社会の逆説」を、シビック・ヒューマニズムの伝統に対向する自然法学の流れの中において捉えようとするものとして注目されるのが、ホント&イグナティーフの研究である。彼らによれば、スミス『国富論』の中心的問題関心は、その序文に示された「文明社会の逆説」であり、またそこに示された論争的含意あるいはスミスの思想的立場は、古典的ヒューマニズムの理想とそれにもとづく文明社会批判への反駁であり、また自然法学の伝統の選択にもとづく近代商業社会の擁護であった。そして、彼らによれば、スミスの「逆説」が含意している問題は、彼が自らの立場として選択した自然法学の伝統の中に示された「貧者の生存権と富者の所有権のアンティノミー」問題であり、スミスの分業を基礎とした「自由な市場機構」論は、まさにその解決のために用意されたのである⁽⁶⁾。だが、それはなぜなのか？

以下、小論では、ホント&イグナティーフを中心とした諸先学の業績に学びつつ、スミス自然法学に示された諸命題を手がかりに、『国富論』冒頭のいわゆる「商業社会の逆説」の意味とそれが成立する諸前提について、検討を加えることとしたい。

註

(1) Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, 1776, R. H. Campbell and A. S. Skinner ed., Clarendon Press (1976), p. 10.

水田訳、『国富論』(上) 河出書房新社、1965

- 年、9、10頁、以下、訳書頁数を本文に付す。
- (2) 内田義彦『資本論の世界』岩波書店、1966年、Ⅲ章、及び『社会認識の歩み』岩波書店、1971年、第Ⅱ部、第3章を参照。
 - (3) 小柳、桂木編著『市民社会の思想と運動』ミネルヴァ書房、1985年、第2章の小柳氏による整理を参照。
 - (4) D. Winch, *Adam Smith's Politics*, Cambridge Univ. Press, 1978, p. 71.
 - (5) E. J. Harpham, "Liberalism, Civic Humanism and the Case of Adam Smith", *American Political Science Review*, Vol. 78, No. 3, 1984, p. 174.
 - (6) Hont and Ignatieff, "Need and Justice in the Wealth of Nations", in Hont and Ignatieff ed., *Wealth and Virtue*, Cambridge Univ. Press, 1983, pp. 42-44.

I 平等と正義

スミスの不平等問題への姿勢は、きわめて複雑かつ微妙である。彼はあるところでは、不平等に否定的姿勢を示しているかと思えば、他の箇所では、それを認しているように見える。それゆえホント&イグナティーフは、スミスが「彼自身の時代における現存の『平等』の力や平等主義イデオロギーを認めた」⁽¹⁾と語り、またウインチは、ラファエルによりながら「スミスは……平等主義的正義の概念に敏感ではなかった」⁽²⁾点を強調するのである。しかし、それは何故なのか。ホントらが強調するように、おそらく、それは、ルソー的な「平等主義的未開主義」や同時代の共和主義者の古典的な「政治的能動主義」(Virtue)の理想に対抗して、スミスが近代自然法学の伝統に立つ自らの、新たな「平等」概念を提出することに由来しているように思われる。

(1) ヒューマニスト・スミス

スミスの「文明社会」における不平問題の描写は、貧者への同情という点で、きわめて印象的であり、彼のヒューマニストぶりをうかがわせるものがある。彼は、『グラスゴウ大学講義』⁽³⁾の分業論の一節で、「文明社会では分業がおこなわれるといつても、それは平等ではない。そこには全く働かない者がすこぶる多いからである。富裕の分割は労働に相応しない。……いわば、社会の荷重を担っている者は利益を受けることが最も少ない」(『講義』325頁)と述べているし、また『国富論草稿』では、貧者に一層深い同情の念を表し

て、貧しい労働者は、「かってと同様に、社会の全構造を支持し、また、その他のあらゆる便宜や享楽の手段を供給する」のであるが、他方で彼らは「まったくわずかの分前」を受けとり、かつ「世に知られずに忘れられ」、「どん底につきおとされるのである」⁽⁴⁾とも語っている。

不平等問題へのこうした素直かつ人間性あふれるスミスの姿勢は、それが同時代の「共和主義者」や「地方党」の不平等問題への関心と対比されるとき、有産階級の特権的利害にとらわれないスミス思想の普遍的次元をすら示しているように見える。というのも、ホントらが語っているように、同時代の共和主義者にとって、不平等問題は、「商業や投機によってつくられた新たな財産が『憲法体制の均衡』をおかすかぎりでだけ問題であった」にすぎず、それは、「公民権の保有者という政治国民の間」でのものであっても、決して、「彼らと公民権のない貧民との間」のものではなかったからである。⁽⁵⁾

(2) 平等主義的未開主義との決別

だが、不平等下での貧者への以上のような深い同情にもかかわらず、不平等自体へのスミスの姿勢は、否定的であるより、むしろ是認的ですらある。換言すれば、ウインチも語ったように、スミスは古典的意味での「平等主義概念」には「敏感」ではなかった。ポーコックによれば、共和主義者の理想(「シビック・ヒューマニズム」)の核心は、「古典的ギリシャ・ローマ的意味での市民権の実践」すなわち「徳(Virtue)」であった。彼らの主要な関心は先にみたとおり、政治的市民権を保有する特権的有産階級内部の問題に限定されたとはいえ、「市民的平等の維持や政治的共同生活……それ自体と同一視できる公共的善の維持」⁽⁶⁾と、それを保証する「物質的諸前提」すなわち、「独立と閑暇をもたらす財産所有」にあった。まさに、モンテスキューのいわゆる「質素と平等への愛」⁽⁷⁾こそが、古典的共和主義の理想の核心であったといえよう。

だが、スミスは、こうした古典的意味での「平等主義概念」(「政治的平等」と「分配的正義」)には決して好意的ではなかった。否むしろ、それに対して否定的さえある。スミスは、『道徳感情論』第三篇第三章の一節で、「富者、権力者を讃美し、崇拝し、貧者や賤者を軽蔑し無視するこの性向は、……われわれの道徳的情操を頽廢せしめる……普遍的原因である」⁽⁸⁾と語って、大衆の身分差別意識をあたかも全面的に否認している

かのような姿勢となっている。だが、彼は別の箇所では、これとは全く別の姿勢を示している。『感情論』第六部第二篇第一章の一文において、スミスは語っている。「身分の差別、社会の平和と秩序は、われわれが前者（富者ないし権力者一越智）に対してはらう尊敬の念にもとづくことが大である。人間の不幸の救済と慰藉は全く後者（貧民ないし賤民一越智）に対する同憂の念にもとづいている。社会の平和と秩序とは、悲惨な人々の救済よりもはるかに重要である。」「自然は賢明にも、身分の差別、社会の平和と秩序とが、目に見えない、そしてしばしば不確実な知性と徳性の差別に基礎を置くよりも、平明な触知することのできる門地と財産の差別にその基礎を置くことの方が一層安全であると判断したのであった。」（『感情論』479、480頁）

スミスは、ここで平等主義的な「徳性」に対して「身分差別」を明らかに優位させている。しかし、それは一体いかなる理由によってなのか？こうしたスミスの見解の背後には、(1)人間の「よき生活」は経済進歩にもとづき、(2)「社会の平和」は「権威」にもとづくが、(3)いずれも財産とその不平等に立脚するとのスミスの不動の確信があるように思われる。そしてスミスのこうした確信を同時代人ルソーの『人間的不平等起源論』に示された「平等主義的未開主義」（ホント）と対照させれば、その意味するところは一層明瞭となろう。

ルソーによれば、未開から文明への人類の経済的進歩は、貧しくはあっても平等に「自由で、健康で親切で幸福」な未開社会の平和を破壊し、私有財産と不平等とをもたらせたが、後者こそは、「野心」「虚栄」「欺瞞」という人間の劣情や「奴隸制」や「貧窮」あるいは、「戦争状態」といった文明の「あらゆる罪惡」を生み出す元凶であった。しかも「利害の対立とつねに他人を犠牲にして自分の利益を得ようというひそかな欲望」⁽⁹⁾によっておし進められるホップズ的な「戦争状態」は、「社会と法律」という文明の政治制度の起源であったが、この「社会と法律」はまた、「弱い者には新たなくびきを、富める者には新たな力を与え、自然の自由を永久に破壊してしまい、私有と不平等の法律を永久に固定し、……以後全人類を労働と隸属と貧困に屈服させたのである。」⁽¹⁰⁾

要するに、ルソーは、貧しくあっても、平等で平和な未開から経済進歩をともなう私有財産と不平等の文明への歴史過程を人類のいわば堕落史としてペシミスティックに描いたのである（平等主

義的未開主義）。しかし、スミスの文明史観はこれと決定的に異なる。たしかに、『国富論』における未開な原始生活についての彼の描写は、いくつかの点でルソーのそれに共鳴してはいる。たとえば、もっとも未開な「狩猟国民」の間では、(1)これといった財産がないため、そこでは、それに由来する人類の劣情と争いではなく、それゆえ「権威と正規の政府」が存在しなくてさえ、「限定された平和」が「人格と世評の尊重」によって生まれ出されるし、また(2)そこでは、各人の仕事が多様であるため、文明国民の大部分の下層階級にみられるような「知的・社会的・軍事的徳の腐敗」は見られず、各人は、同時にある程度まで「戦士」でありかつ「政治家」なのである、とスミスは語っている。しかし、こうしたことはスミスにとって限定的に妥当するにすぎない。しかも、未開の原始生活には、ルソーのような、一面的に誇張された牧歌的描写を許さない決定的困難があるとスミスは考える。それは、極度の経済的困難である。ルソーの主張するごとく、たとえ未開人が「平等」であるとしても、それは「普遍的貧困」のゆえであった。まさに、「普遍的貧困がそこに普遍的平等を樹立する。」それゆえ、そこでは、「はたらくことのできるすべての個人は、おおかれすくなれ、有用労働に使用され」てはいるが、「しかしながら、そういう諸国民はたいへんみじめでまずしく、……かれらはしばしば……かれらの子供や老人や長い病氣にかかる人々を、ときには直接にころさざるをえなくなったり、ときには放棄して餓死または野獸の餌食にゆだねざるをえなくなるほどなのである。」（『国富論』(上)9頁）

こうして、スミスは、ルソーの描く同じ文明化の歴史過程を、人類の「よき生活」のための諸改善の歴史として描写することになる。スミスにとって「未開の平等主義」は、極度の「普遍的貧困」のゆえにもはや憧憬に値しない。むしろ反対に、彼は、財産の増殖と、不平等の拡大の歴史は、人類の勤労にもとづく「普遍的富裕」への進歩の過程であり、それはまた、「財産の侵害をそそのかす諸情念」を解放するとはいえ、同時に「社会の秩序と平和」「富裕の享受」の諸前提（「法と政府」）をも生み出すものであったと確信するのである。それゆえ、ウィンチも語るように、スミスにとって、文明国民における「社会の富者と貧者への分割は予想される多くの不平等の害悪をともなわない」⁽¹¹⁾ものとなみされる。スミスにおける古典的「平等主義の概念」（「分配的正義」）への

批判的アプローチは、こうして、財産権の普遍的保証すなわち「消極的正義」のもとでの新たな「平等」概念を提起する。

(3) 所有権の普遍確立

ホントによれば、『国富論』における中心問題が提出されるのは、自然法学の伝統の中においてであった。すなわち、富者が「無産の賃金所得者を生存手段から締め出すことなしに、その排他的所有権の利益を享受するのはいかにしてか」⁽¹²⁾と問う伝統がそれである。プーフェンドルフは「高価格の必要」を主張し、ロックは「所有と土地生産性及びその核心としての分業」を強調することによって、この問題に答えた。スミスの分業論も、またその伝統に立脚するものであった。それゆえ、ホント＆イグナティーフは、「この核心的運動」がいったん実現すると、スミスは「労働者と所有者との世界の分裂の起源についての困難な法学的説明」を「回避」することができたのだと結論づける⁽¹³⁾。

だが、スミスが、富者の財産権と貧者の生存問題を文明社会における分業と自由な市場機構によっておりあいをつけようとしたことは、確かにこととしても、だからといって、スミスが、「困難な法学的説明」の問題を回避できたわけではなかった。というのも『国富論』の「商業社会の逆説」は、やはり、自然法学の伝統の中においてあるとはいえ、所有権問題の特有にスミス的解決を前提していたからである。

スミスの所有権論は、彼が「所有権と政府とは相互に依存しあう。所有権の維持と所有物の不平等がまず、最初に政府を形成した」(『講義』99頁)と述べているように、彼の「正義」論の核心をなすものであるが、しかし、議論の全体的関連は必ずしも明瞭とはいえない。だが、スミスが彼の法学理論、とりわけ所有権論を前提としてはじめて、商業社会の「富裕」と貧者の生存問題を論じうるものと考えたことは、『講義』第二部「治政」における「法と政府によってのみ、生業は盛んになり……」という一節を想起すれば十分明確である。しかも、スミスの所有権論において更に重要なことは、彼の「自然的平等」概念が示唆するように、過去の未開時代に、財産の不平等の発生とともに、財産取得権から締め出され、「奴隸状態」におとしめられた「大多数の下層階級」が、文明化した商業社会の到来とともに、ホントらのいう「排他的所有権」の主体として登場したと主張する点にある。そして、このことは、スミ

スが『国富論』第一篇第十章の一節において、「各人が彼自身の労働という形でもっている財産は、他の全ての財産の根本的基礎であるとともに、最も神聖不可侵なものである。」(『国富論』(上)110頁)と述べているところに最も明瞭に示されている。それゆえまた、「労働にもとづく所有権の回復」という見地にたって、「旧来の財産制度を批判した」点にこそ、「スミスの世界」の決定的特徴があると見る内田氏の指摘は正鵠を射たものと言える。

『講義』の「私法」によれば、人類の最も未開な「狩猟民族」においては、労働の対象は本来的に無所有であり、「所有の観念」は欠如していたため、所有権は「先占」に終始した。しかし「牧畜民族」以降、労働生産物が豊富になるにつれ「貯えもの」にたいする「所有の観念」が発達し、「先占」は、「畜群の私有」や「土地の私有」へと拡大するとともに、「所有権取得の方法」も、「先占」から「相続」や「自由意志による譲渡」へと発展する。正義論の冒頭でスミスが述べているように、こうして生じた「所有権の維持と所有物の不平等」から、「政府の必要」が発生することになった。そして、スミスが、公法學のヨーロッパ政治史の中で、牧畜社会から農耕社会に至る「財産の権威」への下層住民の隸従を語るとき、彼がそこで示唆したこととは、「労働による所有が不可能になった」(内田)ということにはかならない。このことはまた、『国富論』第一篇八第章「労働賃金」の冒頭での、「土地の領有と資財の蓄積に先だつものごとの本源的状態においては、労働の全生産物は労働者に属する……しかし、……ものごとの、この本源的な状態は、土地の領有と資本の蓄積との最初の導入のあとまでは継続しえなかつた」(『国富論』(上)60頁)とのスミスの発言によって、間接的に確認される。

もっとも、ここでのスミスの主張は、先の、労働は「神聖不可侵」の財産という発言と同様、「労働全収権」思想ないしは、「労働費説」(ブログ)を開陳することをねらいとしたものでもないし、また近代の商業社会における「労働(譲渡)にもとづく所有」の不可能を論じたものでもない。むしろ反対に、ブログも述べているように、「商品の交換価値は、その生産に投じられた労働によってのみ決定されるのではない」⁽¹⁴⁾ことを示すことを目的とするものである。換言すれば、商業社会においてこそ、資本や労働の「自由意志にもとづく譲渡」という新たな取得源泉が歴史的に成立し、「労働の所有者、土地の所有者お

より資本の所有者が……なんらの制限もなく、それぞれひら（平等一越智）の商品所有者として相対する」ことによって「どの所有者も財産を自由に処分できる」⁽¹⁵⁾ようになる、というのが、スミスの主張の要点である。

こうして、スミスの所有権論が目ざす世界は、かつての「牧畜民族」や「農耕民族」において、畜群や土地の私有から締め出され、富者の「財産の権威」のもとに奴隸化された、あらゆる下層階級が、新たな所有主体として登場するような「文明化された商業社会」にはかならなかった。商業社会における「厳格な正義」（排他的所有権）の普遍的確立こそが、ルソー的「平等主義的未開主義」に対するスミス的回答であったといえよう。

註

- (1) Hont and Ignatieff, "Need and Justice" in *the Wealth of Nations*, in Hont and Ignatieff ed., *Wealth and Virtue*, Cambridge Univ. Press, 1983, p. 6.
- (2) D. Winch, *Adam Smith's Politics*, Cambridge Univ. Press, 1978, p. 98.
- (3) Adam Smith, *Lectures on Justice, Police, Revenue and Arms*, 1763, Edwin Cannan ed., (1896), Augustus M. Kelley, pp. 162-163. 高島、水田訳『グラスゴウ大学講義』日本評論社, 1947年, 325頁, 以下, 『講義』と略記, 訳書頁数のみを文中に付す。
- (4) Adam Smith, *Draft of Wealth of Nations*, 水田訳, 『国富論草稿』日本評論社, 1948年, 52頁, 以下, 『草稿』と略記, 訳書頁数のみを文中に付す。
- (5) Hont and Ignatieff, op. cit., p. 6.
- (6) J. G. A. Pocock, "Cambridge Paradigm and Scottish Philosophers", in Hont and Ignatieff ed., *Wealth and Virtue*, pp. 235-6.
- (7) モンテスキュー, 『法の精神』, 『世界の名著』28, 中央公論社, 1972年所収406頁
- (8) Adam Smith, *The Theory of Moral Sentiments*, 1759, Raphael and Macfie ed., Clarendon Press, (1976).
- (9) ルソー, 『人間不平等起源論』岩波書店, 1972年, 106頁
- (10) D. Winch, op. cit., p. 92.
- (11) Hont and Ignatieff, "Need and Justice in Wealth of Nations", in *Wealth and Virtue*, p. 42.
- (12) Hont and Ignatieff, ibid..
- (13) M. ブローグ, 久保, 真実, 杉原訳, 『経済理論の歴史』(上), 56頁
- (14) 内田義彦『資本論の世界』岩波書店, 1966年63頁

II 「勤労」と「政府」

(1) 「利己心」と「勤労」の解放

さて、こうした所有権の普遍的確立は、スミスが言うところの「普遍的富裕」にとって、いかなる意義をもつのであろうか。スミスの弟子J. ミラーの証言によれば、この問題は、すでに「エディンバラ講義」以来のスミスの「不变の主題」(内田)であった。「一国を最低の野蛮状態から、最高の富裕にまで導くためには、平和、軽い税および司直（正義）の寛大な執行のほかほとんど必要としない。他の一切は、事物の自然の経過によってもたらされるからである」と。⁽¹¹⁾スミスのこうした見地は『国富論』に至るまで貫していたことは、その重商主義批判の中で、「完全な正義、完全な自由、完全な平等の樹立が、三階級の全ての最高度の繁栄をもっとも効果的に確保するきわめて簡単な秘訣である」(『国富論』(上) 135頁)との言明によっても明らかである。

スミスが、『国富論』において、「普遍的富裕」の最大の原因として示すものは、分業である。しかし、ここでは、「完全な正義」こそが、その大前提だと強調しているのである。それは一体いかなる理由によってであろうか。スミスがこの言明によって示唆していることは、所有権の近代における普遍的確立、すなわち「生命と財産の完全な保証」によってこそ、社会の大部分をなす生産的階級の「勤労の動機」たる「利害関心」(利己心)もまた解放されうるということである。スミスは述べている。「人々は無防備状態においては当然必要な生活資料で満足するのであって、なぜなら、それ以上を獲得することは、ただかれらの抑圧者の不正をさうだけかもしれないからである。逆に、かれらが自分たちの勤労の成果を享受することを保護されていれば、かれらはとうぜんに、自分たちの状態を改善すること、また生活必需品だけでなく便宜品および趣味品をも獲得することに、つとめる。」(『国富論』337頁)

ここで、スミスは、シャフツベリニハチスン的な利地説に対して、ホップス=マンドヴィル的な利己説に大きく傾斜した人間観に立って、近代の「経済的力」の主体的原因に接近している。もっ

とも、ここでのスミスの利己心の主張は、ホップスニマンドヴィル流の放縱な利己心を是認するものではなく、「見物人の同感」によって洗練された「啓蒙の利己心」あることに留意すべきである。

(2) それはともあれ、さらにスミスが強調していることは、未開の貧困や封建時代の隸従関係のもとで長い間抑圧されてきた財産取得への大衆の「利害関心」が完全に解放され、「富裕」への道が本格的に開かれるのは、まさにイギリス名譽革命体制のもとにおいてである、ということである。スミスは述べている。「グレート・ブリテンにおける法律が各人に与えている、各人はかれ自身の労働の成果を享受すべきだという安全保証は、それだけで……どんな国でも繁栄させるに十分なのである。この安全保証は、〔名譽〕革命によって完成された……。自分自身の境遇を改善しようとする各人の自然的努力は、自由と安全保証とをもって活動するにまかせられているばかりには、非常に強力な衝動〔原理〕であって、そのために、それだけでなんのたすけもなしに、その社会を富と繁栄にいたらせることができる……。」(『国富論』下35頁)

(2) 市民政府の権威

さて、「勤労」の解放のために、「安全保証」が要請されたとすれば、その背景には財産と不平等が誘発する「侵害」の問題があった。スミスによれば、「高価な財産の獲得」と「財産の不平等」の発生は、それまでにみられなかった人類の劣情をめざめさせた。社会の最も未開の「狩猟国民」の場合には、「なんの財産もない」ために、人は侵害によってなんの利益を得ることもなかつたし、また、正義の正規の制度がなくてさえ、限定された調和が人格と世評の尊重（自然法）によってもたらされた。ところが、こうした事態は「牧畜国民」に至って決定的に変化する、とスミスは語る。というのも、そこで「畜群の私有と不平等」が発生し、それとともに、人間個人によっては「ほとんど制御できない諸情念」（ウィンチ）が同時に解放されるからである。それ以降というものは「金持においては貪欲と野心、貧乏人においては、労働への嫌悪と眼前の安樂および享樂への愛好が、財産を侵害するようにそそのかす」こととなった。(『国富論』下165頁)

こうして、「侵害する人間の利益は……それを受ける人の損失」といった、ルソー的ないしはホップズ的ゼロ・サム・ゲームの世界が開かれる。スミスは、こうした事態は、「相当な財産の不平

等の余地がある社会のあらゆる時期」において共通にみられる現象であり、「富裕で文明化した社会」においてさえ、例外ではないとみている。

(『国富論』第五篇の国防論及び司法論を参照)

こうして「市民的為政者の強力な腕」が要請される。なぜなら、「高価な財産の所有者が、一夜でも安全を保証されてねむることができるのは市民的為政者の庇護のもとにおいてのみである」(『国富論』下165頁)からである。しかもスミスによれば、こうした「市民政府」の樹立には、「一定の服従」が前提されるのであるが、その「自然に服従をひきおこす原因」もまた、「高価な財産の増大」とともに、次第に増加する。スミスがここであげているその原因とは、「ある人々に、彼らの同胞の大部分に対する優越性を与える……諸事情」であって、たとえば、個人の資質、年令、財産および生まれなどの優越である。なかでも、人々の間に「権威と服従」を自然に樹立する主要な原因是、「生まれと財産」であり、そして、「財産の権威」は、「富裕で文明化した社会」においてさえ「非常に大きい」とスミスは語っている。

スミスは、『講義』第一部の公法学の中で、「人々を導いて為政者に服従せしめる原理」には、「すぐれたものに対する同感」にもとづく「権威の原理」と「正義と平和を維持」しようとする人民の「公共的功利感」にもとづく、「利功の原理」があるとしていた。前者は人民の服従の君主的原理であり、後者はその共和的原理であって、スミスに言わせれば、両者の「幸福なる混和」にもとづく政治体制こそ、「混合政体」の「名譽革命」体制ということになる。

それはともあれ、ここで問題なのは、その「権威の原理」であって、それは、生まれや財産や権力やの差別にもとづく「権威と服従」従って「秩序と平和」の原理なのであって、それを支える主体的原因は、大衆の「すぐれたものへの同感」すなわち、「富者や権力者に対する尊敬」という「特別の同感」にある。小論の第一節でふれた「身分差別、社会の平和と秩序とは、悲惨な人々の救済よりも重要」であり、それを、「不確かな知性や徳性の差別」よりも「平明で触知可能な門地と財産の差別」にもとづかせた「自然」は賢明であった、とのスミスの言明の意味は、今や明確である。それは、「市民政府」の「権威」への人民の「服従」従って「秩序と平和」のためには、「門地と財産」の差別にもとづく「権威の原理」が最も有効であり、しかもそれは、「悲惨な人々の救済」に対してさえ、優先されねばならないと

いうことである。なぜら、「市民政府は、それが財産の安全のために設立されるかぎり、実際は、金持ちを貧乏人に対して防衛するために…設立される」(『国富論』下169頁)からであり、また、それこそが、「富裕の進歩」の主体的源泉である「勤労」の一大前提であるからである。

(3) 富裕の進歩の差異

スミスの自然法学は、「分配的」正義と「厳格な」正義(絶対的所有権)とを区別し、後者を前者にしたがって、いわば「富裕主義的文明主義」を「平等主義的未開主義」に優位させ、そこからヨーロッパ政治経済史を批判的に整理するとともに、商業社会においてあるべき政府機能に関する彼の理論を具体化する。こうしてみれば、『講義』第一部の公法学や『国富論』第三篇は、「厳格な」正義に立脚した「富裕主義的文明主義」からする未開と文明の比較政治経済史をなしている。そして、『講義』第二部最終章「富裕の進歩のおそい原因」は、こうした見地からするスミスの歴史の取扱いを理解する上できわめて便利である。

それによれば、未開国民と文明国民との「富裕の進歩」のちがいは、分業の発達と正義の確立における両者の差異にもとづく。未開国民の貧困の第一の原因是、「分業の効果」を知らず、その物質的条件としての「若干の資材の蓄積」に欠ける点にあった。そして、こうした「自然的障害」を克服した点にこそ、文明国民の繁栄の最大の原因があったのである。未開国民の富裕を妨げたもう一つの原因是、「政府の抑圧」である。それは要するに、人民の「勤労」を「隣人の貪欲」や他の國の「侵略・掠奪」から保護することのできない政府の司法的、軍事的「権威」の「無力薄弱」、およびこれまで人民の「勤労」を妨害する、大土地所有制や奴隸制や交換取引の制限といったような「政府の圧制的諸政策」にあった。

『講義』公法学や『国富論』第三篇第四篇第五篇の中で、古代国家の奴隸制や「軍事的権威」の衰退から、中世における「国王の権威」の弱体、大土地所有制と長子相続法、貴族の「権力と権威」のもとでの住人の奴隸化、さらには近代商業国家の重商主義政策にいたる、これらすべてが、この見地から吟味され、その暗く抑圧的な性格が鋭い批判にさらされている。これに対して、近世都市の自治権の確立からイギリス革命、とりわけ、名譽革命にいたる過程についてのスミスの叙述はきわめて明るくかつ解放的である。というのも、そこでは、「秩序と善政」(政府の権威の確立と權

力濫用の排除)と「勤労と繁栄」(商工業と交換経済の発達)との相互促進作用が劇的に進行するからである。スミスは、国王権力が与えた「諸特権」によって発達する都市について、「秩序と善政、そして、それらとともに個人の自由と安全とが、このようにして都市において、農村の土地占有者があらゆる種類の暴力にさらされているときに確立された。だから、必需生活資料以上のなかを目ざす産業(industry)は農村における…よりずっと以前に、都市において確立された」(『国富論』上337頁)と述べている。しかし、もっとも印象的であるのは、こうして、「秩序と善政」のもとに解放されるに至った都市の商工業者の「私的利益」と「勤勉」が土地貴族と農村住人をまきこんでひきおこす、旧い政治構造の巨大な変革劇であり、歴史における「利己心の弁証法」(ルカーチ)である。スミスは述べている。「公共の幸福にもっとも重要な革命は、このようにして、公共に奉仕する意図をいささかももたなかつた二つのちがつた階層の人々によって実現された。もっとも子供らしい虚栄心を満足させることができ大土地所有者の唯一の動機であった。商人と手工業者は、それほどわらうべきものではなかったが、自己の利益という観点から…かれらの行商人根性をつらぬいて行動しただけなのである。かれらのいずれも、前者の愚行と後者の勤勉とがしだいにもたらしつつあった、あの偉大な革命について、知識も予見ももっていなかった。」(『国富論』上343頁)

こうして、スミスが示したことは、「秩序と善政」のもとに「個人の自由と安全」が保証されさえすれば、人間の盲目的な「利己心」にもとづく「勤勉」が、「文明化された商業社会」の中で何を生み出すことができるかを予示することであった。スミスにおける「利己心とみえざるの手」という商業社会の弁証法とその性格が次に問われるべきである。

註

- (1) D. スチュアート、福鎌訳『アダム・スミスの生涯と著作』御茶の水書房、1984年、78頁。
- (2) F. ハチスン、山田訳、『美と徳の観念の起源』玉川大学出版部、1983年、及び訳者解説を参照。

III 商業社会の調和と不安定

(1) 利己心と公共心

スミスは、イギリスの名譽革命体制が「自由と

財産の完全な保証」であり、「グレート・ブリテンの繁栄」の偉大な防壁であるとして、それにおしみない称賛を与えた。だが、スミスがこのように称賛し、またそれに期待したイギリス近代の「自由な制度」とそのもとづく経済的進歩に対しては、同時代のシビック・ヒューマニストの側からの鋭い批判があったことに留意しておくべきである。それというのも、ファーガスンに代表される同時代スコットランドの政治的ヒューマニストたちは、イギリス近代の名譽革命体制（自由な制度）とそのもとでの商業的繁栄が、政治的市民の「公共精神」を「腐敗させ」、彼らの政治家であり、かつ戦士であるべき市民的権利を脅かす元凶と考えられたからである。

ハイランド出のエディンバラ大学教授ファーガスの主著『市民社会史論』は、野蛮から洗練への社会の進歩が含む諸問題の批判的論究として有名であるが、そこで彼が鋭い洞察をもって語ったことは、フォーブズが簡潔に示しているように、「よき生活は、必らずしも彼の友人ヒューム（従ってスミス…越智）が考えたように、経済進歩なしには不可能である、というわけではなく、また、社会進化のいかなる段階にあっても市民的正しさ civility は、共同体に依存しており、それはおそらく個人を犠牲にさえする」⁽¹⁾ という点にあった。彼はこうした見地にたって、彼の同時代人たちの、「啓蒙」や「洗練」や「無比の」憲法（名譽革命）体制についてのうねばれを批判した。近代文明の「政治的自由」や「自由の制度」は、市民を利潤追求の商業の人間に変質せしめ、彼らの「公共精神」を「商業的エークス」にかえた。また分業が商業領域から政治の領域にまで拡大され、市民の人間性の一部である政治的、軍事的権利が、職業的官僚や軍人に譲渡され、商業の人間の政治的無関心を一層助長することとなった、と。後に、ヘーゲルやマルクスによって、大いに論じられる、人格の特殊化（利己心）や分業による人間疎外の問題が、こうして、十八世紀イギリスの名譽革命体制と商業的繁栄のもとで、シビック・ヒューマニスト・ファーガスンによって鋭く提起された。

こうしたファーガスンによる商業的文明社会批判に対しては、商業こそが「秩序と善政」をもたらし、人類の「洗練」と「改善」をもたらすものと期待するヒュームやスミスを大いに落胆させたであろうことは、⁽²⁾ これまでの行論から容易に想像されるところであるが、それはまた、以下にみる「公共の利益」や「分業の効果」についての

スミスの見解によても十分明らかである。

ファーガスンら、シビック・ヒューマニストが私的利害を超越しうる人間愛から出発し、そこから公共善を志向する共同体的人間を理想としたとすれば、スミスはこれまでにみたとおり、利己心を人間の「最も強力な衝動」とみとめる見地から出発した。もっとも、スミスにしても、商業社会における「すべての成員が、お互いに助力を必要とする立場にある。」ことぐらいは十分すぎるほど理解しているし、また「愛情や友情や尊敬」にもとづいて、それを与えあう「社会が繁栄し、幸福である」（『感情論』上263頁）ことを否定するものでもない。だが、文明化した商業社会においては、そうした人間の美しい情念は、もはや「社会のアクセサリー」という副次的な役割を果すすぎない。それゆえ、スミスは、『国富論』の分業論の有名な一節で、「われわれは夕食を、肉屋や酒屋やパン屋の仁慈に期待するのではなくて、かれら自身の利害関心に期待する」（『国富論』上20頁）と述べたのである。

こうして、スミスにおいては、商業社会における「公共の利益」や「公共精神」の問題は、ファーガスンらシビック・ヒューマニストにおけるごとく、利他心による利己心の超越の問題としてではなく、「利己心が究極公共的利益と結合されるのはどのようにしてか」⁽³⁾ という問題として提起される。スミスはいわゆる「利己心とみえざるの手」に関する有名な一節において述べている。「かれ（資本家一越智）は、自分自身のもうけを意図するにすぎないのであって、かれはこの場合、他のおおくの場合と同様に、みえない手にみちびかれて、かれの意図のどこにもなかったひとつの目的を促進するようになる。しかも、それがかれの意図のどこにもなかったということは、社会にとってかならずしもつねにそれだけわるいわけではない。かれ自身の利益を追求することによって、かれはしばしば、かれが本当にそれを促進しようと意図するときよりも効果的に社会の利益を促進する。わたくしは、公共の利益のために営業するのだと気どっている人々によって、おおきな利益が与えられたことをいままでしらない。」（『国富論』上376頁）これは、いかにも楽観的で幸福な「予定調和」論にみえる。

だが、ここにはスミスにおけるもう一つの重要な側面がかくされている。すなわち、商業社会における個人と社会の対立の側面である。スミスは、ここで、商業社会における個人ないし階級の利害と公共的利害との区別を暗黙裡に前提した上

で、資本家の私利の追求が意図せざる結果としてもたらすべき公共的利益の側面に期待しているのである。だが、ここで、彼は(1)公共の繁栄が、個人の人間性の犠牲の上に購われる点や(2)商業社会の不安定要因としての私的利害の公共的利害との衝突問題にはいささかも言及していない。

(2) 公共的利益の優位と分業の効果

第一の問題からみていこう。このことは、『感情論』の貧乏人の息子は……永久に富と権勢を追求することに一身を献げる」という一節(同、第四部389頁)にみられるストイックズムへのスミスの同調と決別において最もあざやかに示されている。そこで、スミスは、大衆の財産と権力への物質的渴望は、はてしなく自己に鞭うつ「勤勉」にもかかわらず、そしてまた、友情や隣人愛やといった人間性の犠牲にもかかわらず、多くの場合、結局のところ報われることはない点を強調して、あたかも、同時代のシビック・ヒューマニストたちに同調するかの姿勢を示している。だがスミスは、彼らがこうした事態を自覚するのは、「病気の時とか、あるいは機嫌の悪いとき」にすぎないとして、それを一時的に妥当させるにすぎない。元気がよく、機嫌のよい通常の場合には、人間はむしろ「富貴・権勢のもたらす快楽」を得るために、「自ら進んであらゆる苦労と心配を払いたがる傾向」(『感情論』)が非常に強く、それを止めないものである。

こうして、スミスは、富と権力への渴望と勤勉が個人に強いあらゆる人間性の犠牲の側面よりも、こうした盲目的利己心の幻想と「人類の勤勉」が商業社会にもたらす歴史的偉業にこそ注目するのである。「自然が、このような具合にして、われわれを瞞着するのは結構なことである。このような欺瞞こそ人類の勤勉を発動させ、それを不斷に働かせるところのものである。このような欺瞞こそ、まず最初に人類を促して土地を耕作させ、家を建てさせ、都市や国家を建設させ、人間生活を高尚にし、…自然の森林を気持ちのいい豊沃な平原と化し、…大洋を新しい食糧資源となし…国々を結ぶ偉大な交通となす。…人類の払うこのような労働によって土地は必然的にその自然の肥沃度を倍加し、より多数の住民を維持するようになる。」(『感情論』下373頁)個人における人間性の犠牲を償って余りあるものとして、スミスは文明化した商業社会の繁栄に期待する。たとえ、「合意的価値評価にもとづくめいめいの尽力の欲得づくの交換」によって、商業社会が「ある

いはそれほど幸福でもなく、また気持ちのいいものでないかもしれない」(同上上203、204頁)としても、それでもやはりそうなのである。ここには、商業社会の核心にある個人の盲目的「利害関心」の是認から出発し、しかも、意外にも、個人の人間性を犠牲にしてさえ、公共社会の利益を優先させるスミスの特有に「自由主義的な公共精神」(ハーファン)の心臓が示されている。

ファーガスンが、市民個人の人間性と徳性に執着して商業社会を批判したとすれば、スミスは個人の徳性や人間性の犠牲によって購われる商業社会の繁栄を擁護する。そして、このことからまた、ファーガスンの分業=非人間化論に対するスミスの究極における分業礼賛論が必然的となる。もっとも、スミスも、例のごとく生産効率を高めるために導入される分業が、商業社会の下層階級に与える深刻な諸問題に注目してはいる。「彼自身の特定の営業における彼の巧妙さは、…彼の知的、社会的、軍事的徳を犠牲にして獲得される。」そこでは、彼らは、「人間として創造されたものとして、可能なかぎりおろかで無知」となり、彼の国の利害関係の判断はおろか、彼らの私生活の義務の遂行さえおぼつかないものとなる。そしてスミスは、商業社会における下層階級のこの「腐敗」と「堕落」を、生産者が同時に政治家でかつ戦士でもりうる未開国民の「業務の多様性」や、「生き生きとした…人間精神」と対照させさえしている。(『国富論』第五篇第三部) E・G・ウエストによれば、スミスは、分業問題のこの側面については、J・ミラー、R・ウォーレス、A・ファーガスンという彼のスコットランドの同時代人とともに、J=J・ルソーのこの方面での思想から出発した。⁽⁴⁾

だが、スミスは、分業が「人格の分解」によって人民に「無知」をもたらし、「武勇の精神」や「肉体の活力」を「腐敗」させる点をその悪弊として認めるとしても、もはや生産者が同時に「政治家」や「戦士」でありうるのは、「野蛮な社会」において妥当するにすぎないと主張して、「分割されざる人格」へのシビック・ヒューマニストの理想を拒否する。(『国富論』第五篇の国防論を参照)むしろ、文明の進歩過程における市民の生産的、政治的、戦士的諸機能の分化と職業的独立及びそのことによる人間相互の依存関係の増大こそが、政治と経済の両領域における効率と公正とをもたらす最大の原因であった。というのも、司法権が国王行政権の恣意から独立して、裁判の「公正と迅速」を確立し、また、「よく規制された常

備軍」が「貧乏野蛮な隣人の侵略」から「富裕な文明国民」をよく防衛することができるのは、まさにこの「分業の効果」によってであったし、また、仕事と利益の不平等によって虐げられる最下層の農民や職人が未開国民の王侯よりも富裕でありうるという「商業社会の逆説」を可能とすることができた最大の原因もまた、文明の進歩とともに進行するこの「分業の効果」にもとづいていたからである。

こうして、スミスにおいては、分業は、たとえ商業社会の個人、とりわけ下層階級に深刻な害悪をもたらし、それゆえまた、国家によるその救済（初等教育の実施）政策を必要とするものとしても、なおその害悪を償って余りあるその「効果」において、是認され、礼賛されなければならないのである。

(3) 商業社会の不安定性

さて、先の商業社会の「予定調和」論が、暗黙のうちに前提するもう一つの問題、すなわち、商業社会がその内にはらむ不安定性の問題に移ろう。それは、(1)『国富論』第一篇最終章に示される「商人と製造業者たちの利害関心ある詭弁」の問題であり、また(2)同書第五篇の司法論に示される財産を侵害する「貧乏人」の問題である。

第一の、「商人と製造業者たち」に対するスミスの警戒心の問題は、商業社会の諸階級の利害が、「公共の一般的利害」とどのように関連しているかを主題とする『国富論』第一篇後半の分配論全体にかかわっている。そして、そこでのスミスの結論は、地主の地代と労働者の賃金は、商業社会の富の成長と比例的であるが故に、これらの両階級の利害は「公共の一般的利害」と一致するということであり、またこれに対して、資本家の利潤はむしろ逆比例的であるが故に、「社会の一般的利害」と結びつかない、ということであった。こうして公共社会の政治的指導をめぐるきわめて重大な政治的結論がくだされる。そこでは、まず、労働者階級が、公共問題について考える時間と教育と習慣をもたないものとして、公共政治の埒外におかれる。「商業と製造業のある（重商主義的－越智）特定部門における商人たち」は、「一般に公共社会をあざむき、それを抑圧さえする」ために、この階級から出てくる「商業についての何か新しい法律または規制の提案」は、「非常に用心深く」、「もっとも疑い深い注意」と長時間かけての「慎重な吟味」とを必要とするものとして、最大の警戒の対象とされる。これに対して、彼の「土

地所有者」階級に対する発言は期待に満ちている。「土地所有者」は「自分たちの特定階級の利益を促進しようとする見地から公共社会を誤導することがけっしてない」（『国富論』(上)22頁）。

スミスの『国富論』が重商主義批判の書であるばかりでなく、名譽革命体制下の「議会」を支配する地主、とりわけ、ジェントリー階級への政治的提言の書でもあったことが、これによって知られよう。そればかりではない。ここで、さらに明らかであるのは、スミスが、商業社会の現実について、通常いわれるほど決して楽観的に調和的だと考えているわけではない、むしろ、それをきわめて不安定で、危険性をさえ内にはらんだ世界と捉えているということである。そして、そのことは、彼が財産を侵害する貧乏人について語るとき一層深刻となる。

スミスは『感情論』の一節で、「人間の社会のすべての成員は、お互いに助力を必要とする立場にあると同時に、同様にしてお互いに危害を加えられる危険に曝されている」（同(上)203頁）と述べている。ところで、このような事態は、すでに前章でみたように、「高価な財産」と「不平等」とともに「財産を侵略するようそそのかす情念」が発生したことに由来するのであった。スミスによれば、「それらの情念は、その作用においてはるかに強固であり、その影響においてはるかに普遍的である。」（『国富論』(下)165頁）それゆえ、商業社会においては、「高価な財産の所有者が一夜でも安全を保証されてねむることができる」ためには、「市民的為政者の強力な腕力」が必然的に要請されるのであった。そしてこの場合、財産の侵害者として想定されるのは、貪欲な富者及び享楽的な貧者、とりわけ後者であった。さらにスミスによれば、商業社会の下層階級は、分業に由来する無知ゆえに、「熱狂と迷信の欺瞞」にとらわれ、「秩序の破壊をひきおこす」危険性さえもっていた。

ともあれ、こうして、商業社会が本来不安定なものであり、またそれが常にゼロ・サム・ゲームの世界へと転落する危険性をはらむものだとすれば、そこからスミスの最大の関心が利己心に立脚する商業社会の調和とは何か、したがってまた、利己心が究極公共的利益と結びつくことができるのほどのようにしてかという問題へと向かったのは至極当然であった。そしてこの問い合わせられた結論こそ、(1)重商主義的「独占精神」の排除と「自然的自由の体制」（完全競争市場）の確立(2)「商業社会の逆説」（不平等下での貧者の財産侵害を防止し、彼らの利己心が勤勉に向かうことを

保証する条件=資本蓄積を基礎とした、生産的労働雇用と分業生産力の迅速な拡大、つまり成長経済)の実現であった。「自然的自由の体制」のもとでの成長経済(「商業社会の逆説」)の実現こそが、商業社会の不安定性を阻止(「犯罪防止」)するための「最大の治政」であり、商業社会の「予定調和」が確実となるのもまた、こうした政策的条件のもとにおいてだけだというが、「利己心とみえざる手」の弁証法において、スミスが暗黙裡に示唆した政策的含意であったといいうであろう。

註

- (1) D. Forbes, "Adam Ferguson and the Idea of 'Community'", in *Edinburgh in the Age of Reason*, Edinburgh Univ. Press, 1967, p. 47. また、ファーガソンの原著については、Adam Ferguson, *An Essay on History of Civil Society*, 1767, 大道安次郎訳『市民社会史』白日書房、1948年を参照。
- (2) 高島善哉他『アダム・スミスと現代』同文館、1977年、第五章スミスとファーガソン(水田洋)、及び『国富論』(上)342、343頁のヒュームへのスミスの言及を参照。
- (3) E. J. Harpham, "Liberalism, Civic humanism and the Case of Adam Smith", *the American Political Science Review*, Vol. 78, No. 3, 1984, p. 772.
- (4) E. G. West, "Adam Smith and Rousseau's Discourse on Inequality", *Journal Economic Issues*, Vol. 5(2), June, 1971. (*Adam Smith Critical Assessment*, Vol. 1, Croom Helm, p. 426.)
- (5) E. J. Harpham, op. cit., p. 772.

むすび

われわれは、これまでスミスの自然法学に示された諸命題を手がかりとして、『国富論』の冒頭に示された、いわゆる「商業社会の逆説」が成立する諸前提について検討してきた。

その際われわれは、まず第一に未開の平等社会から文明化した商業社会に至る「富裕の自然的進歩」にかんするスミスの説明が、(1)ルソー的な平等主義に対して、富の世界を提起する自然法学の伝統を選択することから出発し、(2)その伝統の延長上の所有権問題に特にスミス的解決を与えることを前提していたのを見た。次いでわれわれ

は、「商業社会の逆説」の中に、ホントらが主張する「富者の排他的所有権」と「貧者の必要の充足」との自然法学上のアンティノミー問題を解決するにどまらない新たな諸問題が含意されていることを発見することに努めてきた。こうして明らかとなつたことは、(1)近代における所有権の普遍的確立によってスミスが示唆したことは、財産取得への大衆の「利害関心」と「勤労」の解放が、商業社会の新たな富の源泉(商工業)を開いたということであったが、(2)同時にまた富の増殖とともに出現する財産の不平等が、金持ちと貧乏人の双方に「財産を侵害するようそそのかす諸情念」を誘発し、商業社会という富の世界に根底的な不安定要因を導入し、(3)こうして、古典的共和主義者のパリス的国家観と区別されるスミスの自由主義的国家観が、自然法学の「厳格なる正義」の延長上に成立することになったということである。

以後われわれはこうしたスミス自然法学の諸原理をふまえて、未開と文明における「富裕の進歩」の差異に関するスミスのヨーロッパ比較政治経済史(未開国民の政府の抑圧と文明国民、とりわけイギリスの名譽革命体制)及び商業社会の「予定調和」とその「不安定性」について吟味を加えた。とくに後者において、われわれが「利己心とみえざるの手」という商業社会に関するスミスの予定調和論の背後にみたことは、商業社会が、財産と不平等に由来する富者(たとえば重商主義的商工業者の貪欲な独占精神)や貧者(あるいは下層階級)による財産侵害と秩序破壊によって、常にゼロ・サム・ゲームの世界へと転落する危険性を内にはらんだ不安定な世界であるとのスミスの厳しい現実認識があり、それゆえにこそ、彼は「利己心が究極、公共利益と結びつく」諸前提に重大な関心を抱かざるをえなかったということである。たとえば、「貧乏人の息子」の盲目的利己心の逆説や、分業論において示されたように、彼が利己心の是認から出発しながら、しかも個人を犠牲にしてさえ、公共の利益を優先させなければならなかつたのも、これ故であつただろう。

そして、こうした商業社会の根底に根ざす不安定性を「除去しないとしても、阻止しうる」最大の鍵として彼が提出した政策提言こそが、(1)重商主義政策批判にもとづく「自然的自由の制度」の確立であり、また(2)下層階級対策としての「初等教育」の確立と不平等下の成長経済あるいは分業効果の実現という「商業社会の逆説」であった。そして、この「商業社会の逆説」が労働貧民の「犯罪防止」=勤労の奨励にもかかわることに

については、『講義』第二部の治政論冒頭における「商工業の樹立はこの（労働者の一越智）独立をもたせるのであって、犯罪を防止する最大の治政である。」（『講義』319頁）とのスミスの主張からもうかがえるであろう。

もっとも、スミスは商業社会の「予定調和」がこれらの諸政策を前提して成立することを期待するのであったが、他方で、彼は彼自身の自然法学が大前提とする「財産の増殖と不平等」が商業社会の根底に存在するかぎり、同時にそこから自然に誘発されてくる富者と貧者の財産侵害の劣情という不安定要因自体を除去することはできないということをも十分に自覚していたのであった。

「貿易の自由がグレート・ブリテンにおいて、いつか完全に回復することがあるだろうと期待することは、たしかに、オーシアナかユートピアがそこにいつか設立されると期待するようにばかりしている。公共の偏見だけでなく、それよりはるかに

打ち勝ちがたいもの、すなわち多くの個人の私的諸利益が、さからいがたく、それに反対する。」（『国富論』(上)391頁）

ともあれ、こうして、スミスにおける「商業社会のユートピア」が成立する。そして以後、一方で、その核心をなす「商業社会の逆説」（不平等下の成長経済）モデルは、D. リカードゥの資本蓄積論からJ. ロールズの正義（福祉国家）論にまで至る正統派政治・経済思想に、その一根幹を提供することになるとともに、他方で、この「ユートピア」が「自然に」内包せざるをえなかった「近代の分裂の原理」は、古典的ヒューマニズムから出發して、改めて人格の特殊性と普遍性との「絶対的同一性」を弁証法的に回復させようとするヘーゲルの「人倫のユートピア」やマルクスの「共産主義的ユートピア」に、格好の批判材料を提供することになる。